乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成３０年10月分)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	阿寒バス株式会社（法人番号８４６００１０００００７８）　代表者香川眞廣	北海道釧路市愛国１９１－２０８	釧路営業所	北海道釧路市愛国１９１－２０８	H30.10.01	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他５件	平成３０年５月２３日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第１項、第４項）、（３）運転基準図の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第２７条第１項）、（４）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）、（６）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）	1	1
	以下余白									